

市財政の現状をお知

● 問い合わせ先 財政課 (☎ 82-1131)

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)が公布され、地方公共団体は毎年度、財政の健全度の判断基準として 5 つの指標を議会、市民に公表することが義務付けられました。

それまでは地方公共団体の一般会計等において、赤字額が**標準財政規模【※1】**の 20% を超えるといきなり"レッドカード"となり、その前に財政の健全化を喚起する"イエローカード"のような基準がありませんでした。財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政の健全化をチェックするとともに、土地開発公社等**第 3 セクター【※2】**の財政状況も連結して、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにします。

平成 20 年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は右のとおりとなり、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。全体として、指標は改善傾向にあり、**実質公債費比率については、平成 21 年度決算では 18%【※3】**を下回る見込みです。しかしながら、不景気による税収の伸び悩みや、基金(貯金)残高の状況からも、依然として厳しい状況には変わりありません。

現在進行中の「合併特例債」の有効活用につきましても、これらの指標を注視しながら、市民のみなさんにとって本当に必要な事業を厳選し、将来を見据えた健全な財政運営を行います。

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

昨年度に引き続き、実質赤字額はありません。

	20 年度	19 年度	比較
山陽小野田市	該当なし	該当なし	—
早期健全化基準 	12.80	12.78	0.02
財政再生基準 	20.00		

(単位：%)

連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

オートレース事業や病院事業会計の赤字額が減少したため、連結では、赤字が解消されました。

	20 年度	19 年度	比較
山陽小野田市	該当なし	1.39	△ 1.39
早期健全化基準 	17.80	17.78	0.02
財政再生基準 	40.00		

(単位：%)